

18. 生活保護法等に関すること

18-1. 指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）について

介護サービス事業所が生活保護法又は中国残留邦人等支援法（以下「生活保護法等」という。）の適用を受けている方へ介護サービスを提供するためには、事業所が生活保護法等の指定を受ける必要があります。

平成 26 年 7 月 1 日付の法改正により、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所は、指定介護機関の指定を受けたものとしてみなされるため、別で指定申請の手続きをしていただく必要はありません。

平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所で、生活保護法等の指定を受けている指定介護機関は改正法による指定を受けたものとみなされますが、生活保護法等の指定申請をしていない場合は、改正法による指定を受けたものとみなされません。そのため、新たに指定を必要とする場合には、生活福祉課への指定申請が必要となります。

指定介護機関の指定を受けた事業所において、変更や廃止等があった場合には、介護保険法における届出と同様に、生活保護法等においても別で届出が必要です。

1. 生活保護法等における指定介護機関の届出書について【ページ ID 1038567】

■変更届について

下記内容に変更があった事業所は、生活保護法等における届出が必要です。

- ・事業所の名称、所在地
- ・開設法人（開設者）の名称（介護保険法における事業所番号が変わらないもの）
- ・開設法人（開設者）の代表者、所在地
- ・事業所の管理者

■廃止届、休止届、再開届について

介護保険法と同様に、生活保護法等においても廃止、休止、再開の届出が別に必要です。

■指定を不要又は辞退する場合の届出について

生活保護法等による指定介護機関としてのみなし指定を不要とする場合には、生活福祉課への申出が必要です。また、指定介護機関としての指定を受けたものの辞退する場合にも、辞退の届出が必要となります。

■届出書類の提出について

提出先：生活福祉課（市役所本庁舎 2 階 24 番窓口）

提出方法：郵送又は直接持参

様式・記入例：市ウェブサイト（ページ ID 1038567）からダウンロードしてください

2. 生活保護法等の指定の有無についての確認方法

事業所が生活保護法等の指定を受けているかどうかは、愛知県高齢福祉課のウェブサイト（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigooshirase.html>）に掲載されている事業所一覧にてご確認いただけます。指定を受けている場合には、「生活保護指定の有無」の欄に「有り」と掲載されます。